

増毛町森林整備計画書

自 平成 29 年 4 月 1 日
計画期間
至 平成 39 年 3 月 31 日

【平成 29 年 3 月 31 日樹立】

増毛町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	1
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	2
3 森林施業の合理化に関する基本方針	3
II 森林の整備に関する事項	3
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	3
1 樹種別の立木の標準伐期齢	3
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3 その他必要な事項	5
第2 造林に関する事項	5
1 人工造林に関する事項	5
(1) 人工造林の対象樹種	5
(2) 人工造林の標準的な方法	6
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	7
2 天然更新に関する事項	7
(1) 天然更新の対象樹種	7
(2) 天然更新の標準的な方法	7
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	8
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	8
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	8
(1) 造林の対象樹種	8
(2) 生育し得る最大の立木本数	8
5 その他必要な事項	9
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	9
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2 保育の種類別の標準的な方法	9
(1) 下刈り	9
(2) 除伐	10
(3) つる切り	10
3 その他必要な事項	10
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	11
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	11
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	11
(2) 土地の関する災害の防止及び土壤の保全機能、快適な環境の形成すべき森林 その他水源涵養機能維持林以外の森林	11
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び 当該区域における森林施業の方法	12
(1) 区域の設定	12
(2) 森林施業の方法	12
3 その他必要な事項	12
(1) 水質源保全ゾーン	12
(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	12
(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	13
(4) 施業実施協定の締結の促進方法	13
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	13

1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	13
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	13
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	13
4	その他必要な事項	14
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	14
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	14
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	14
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	14
4	その他必要な事項	14
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	14
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	14
(1)	路網密度の水準	14
(2)	作業システムに関する基本的な考え方	15
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	15
3	作業路網の整備に関する事項	16
(1)	基幹路網に関する事項	16
(2)	細部路網に関する事項	16
(3)	基幹路網の維持管理に関する事項	16
4	その他必要な事項	16
第8	その他必要な事項	17
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	17
(1)	人材の育成・確保	17
(2)	林業事業体の経営体质強化	17
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	17
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	18

III 森林の保護に関する事項 18

第1	鳥獣害の防止に関する事項	18
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	18
(1)	区域の設定	18
(2)	鳥獣害の防止の方法	19
2	その他必要な事項	19
第2	森林病害虫の駆除及び防除、火災の防除その他の森林の保護に関する事項	19
1	森林病害虫等の駆除及び予防の方法	19
(1)	森林病害虫等の駆除及び予防の方法	19
(2)	その他	19
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	19
3	林野火災の予防の方法	19
4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	20
5	その他必要な事項	20
(1)	病虫害の駆除を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	20
(2)	その他	20

IV 森林の保健機能の増進に関する事項 20

1	保健機能森林の区域	20
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	20
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	21
(1)	森林保護施設の整備	21
(2)	立木の期待平均樹高	21
4	その他必要な事項	21

V その他森林の整備のために必要な事項 21

1 森林経営計画の作成に関する事項	21
(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	21
(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	21
2 生活環境の整備に関する事項	21
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	21
4 森林の総合利用の推進に関する事項	21
5 住民参加による森林の整備に関する事項	22
(1) 地域住民参加による取組に関する事項	22
(2) 上下流連携による取組に関する事項	22
(3) その他	22
6 その他必要な事項	22
別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	26
別表2 公益的機能別施業森林における森林施業の方法	32
別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	37
別表4 鳥獣害の防止の方法	43

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、留萌振興局の最南端に位置し、南部は暑寒別岳を主峰とする増毛山地が連なり、この一帯は暑寒別天売焼尻国定公園区域となっている。

この山並みを水源とする暑寒別川が町の中央を流れしており、市街地や耕作地が開け集落が形成されている。

本町の総面積は約37,000haであり、森林に恵まれており、森林面積は約33,265haで、総面積の90%を占めている。民有林面積は、約22,028haで、その内訳は一般民有林が約7,378ha、道有林が約14,650haとなっている。また、一般民有林のうちカラマツ及びトドマツを中心とした人工林の面積は約4,370haで、齢級構成では、35年生以下の若い林分が大半を占めており、今後、保育、間伐を適正に実施していくことが重要である。

また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められている機能が多くなっていることから以下のような課題がある。

北東部の阿分・信砂・舎熊地区は、古くよりトドマツを中心とした造林が行われており、林齢の高い地区も見受けられる。また、箸別・湯の沢地区はトドマツ・アカエゾマツを中心に近年積極的に造林を推進している。

北東部の信砂地区及び南部の暑寒沢地区は、地盤が脆弱で土砂の流出や崩壊などのおそれがあるとともに、下流域に農地や漁場があることから、山地災害防止機能の高い森林の整備が求められている。

南部の暑寒沢地区は、標高も高く暑寒別岳を背に積雪が多く成長が遅くなっている。

北西部の別荘地区は、天然林が多く存し齢級構成も他の地区から比べて高く、伐期を迎える林分も多く存することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要である。

南西部の岩尾地区は、国道の開通が遅れたことにより造林についてもほとんど実施されていないが、雄冬岩石公園の整備により周辺の広葉樹林等について、住民の憩いの場として期待されている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進することとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林G I Sの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件並び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、山地災害防止機能や土壤保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーション機能や文化機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「水源涵養林」において、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」を、「保健・文化機能等維持林」において、生物多様性機能の発揮のために特に保全を求められている森林について、「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度

の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進するものとします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、裸地面積の縮小及び植栽による機能の早期回復、並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地灾害防止機能／土壌保全機能	山地灾害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に、優れた森林であって、必要に応じて山地灾害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の浸食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林・陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、立地条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図などの多様な森林整備を推進する。また、潤いある自然景観や歴史的風致創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ 保護地域タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。 原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生態系保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進とともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。 希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進とともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。
--	----------	-------------------	--	---

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。

ア 山地災害防止機能をより高度に發揮させるため、急傾斜地や沢沿いの森林土壤が薄く表層崩壊が起こりやすい箇所については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため、適切な保育・間伐等の促進に努めるものとします。

また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

イ 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図るものとします。

ウ 地域の人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため、「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むものとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方向

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに安定的、効率的に木材を供給出来る体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村及び国有林等、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性を含めた木材需給の動向と見直しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本増毛町における立木の標準伐期齢は、次表の林齢を基礎として、増毛町内の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めます。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

また、保安林等における伐採規制等の指標に利用されます。

	樹種	林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	35
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹(注)	25

(注)「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほど木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本町における立木の伐採（主伐）は、次のとおり行うこととします。

ア 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によるものとします。

(ア) 皆伐

皆伐については、主伐のうち(イ)の択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採時期の長期化に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)とするよう努めることとします。

なお、択伐に当たっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とすることとします。

イ 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採の対象となる立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。なお、劣悪な自然状況により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新し配慮した伐採方法とします。

エ 複層林施業の主伐に当たっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。

3 その他必要な事項

(1) 木材等生産林に関する留意事項

持続的、安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、齢級構成に留意しながら、集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努めるものとします。
また、多様な木材需要に対応できるよう、長伐期施業を検討するもとします。

(2) その他伐採に関する留意事項

(ア) 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害などの各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとします。

(イ) 次の地域は、林地崩壊、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。

- a 健全な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地帯
- b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石れき地、沢沿い等
- c 洪水や水質汚濁が発生するおそれがある河川や湖沼周辺の水辺林等

(ウ) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷ができる限り減らす作業に努めることとします。

(エ) 伐採等に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

(オ) 高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めることとします。

(カ) 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

I の 2 の森林整備の本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により人工造林をすることとします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壤等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地敵木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等を勘案し、選定するものとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとし、本計画区は、地域特有の樹木であるブナやヒノキアスナロ（ヒバ）などが自生している地域であり、郷土樹種を保存する観点から、造林樹種として考慮するものとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等の勘案し、造林樹種を選定するものとします。

区分	樹種名
人工造林の対象樹種	カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ(F1を含む)、ヤチダモ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、その他郷土樹種

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上適切な樹種を選定することに努めるとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

(ア) 育成単層林を導入または維持する森林

- a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壤等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うものとします。
- b 地柄えは、それぞれの地域の地形、土壤、植生、気象条件及び過去の野鼠被害状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈により行うものとします。
- c 植栽時期は、春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。
- d 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基盤として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討するものとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するもとします。

また周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹種			
	カラマツ	トドマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500
中庸仕立て	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000
疎仕立て	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500

なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上適切な本数を判断して行うように努めるものとする。

【植栽時期】

植栽時期	樹種	植栽時期
春植	トド、アカエゾマツ カラマツ、その他	4月下旬～6月上旬
秋植	トド、アカエゾマツ カラマツ、その他	9月上旬～11月上旬

e 効率的な森林施業の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとします。

(イ) 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は2の(3)によることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

区分	樹種名
ぼう芽更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ
天然下種更新の対象樹種	カンバ類、ドロノキ、ハンノキ

(2) 天然更新の標準的な方法

(ア) 天然更新の完了の判断基準

天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった高木天然木（注1）の稚幼樹等（注2）が幼齢林（注3）にあっては成立本数が立木度（注4）3以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積（注5）に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強い樹種（イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等）を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林にあっては成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知）によるものとします。

(注1) 「高木天然木」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4) 「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新の完了の判断基準について」によるものとします。

(注5) 「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うものとし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うものとします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込みを行うものとします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保するものとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する事項

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐に関わらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年以内に更新を完了させるものとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うものとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定めます。

特にトドマツ、カラマツなどの人工林資源の保続を図るとともに、増毛町では、第4の2において木材等生産林の区域に位置づけられている森林のうち人工林、公益的機能の高度発揮が求められる水資源保全ゾーンにおいて確実かつ早期に更新を図るため、当該ゾーンの全森林について指定します。指定する森林区域は別表4のとおりとします。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 (1) による

イ 天然更新の場合

2 (1) による

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)において記載している別途定める「天然更新の完了の判断基準について」によるものとする。

5 その他必要な事項

- (1) 木材等生産林に関しては、持続的、安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的に応じ、多様な木材需要に対応できるよう樹種を選定するものとします。
- また、効率的な森林設備を行うため、植栽に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。
- (2) 林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、造林の推進に努めるものとします。
- ①土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意するものとします。
- ②伐採跡地や未立木地については、林地を保全するため植栽等により確実に更新を図るよう努めるものとします。
- (3) 伐採跡地が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林經營に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

- (ア) 間伐は、林冠がうつ閉して林木相互の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうつ閉するよう行うものとします。
- (イ) 間伐に当たっては、森林資源の資質向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意するものとします。
- なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

樹種	施業体系	間伐の時期（林齡）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (グイマツ との交配 種を含む)	植栽本数 2,000 本/ha 仕立て目標 450 本/ha	26	36	48			選木方法 定性及び定量 間伐率 20~33% 間伐間隔 標準伐期齡未満：7年 標準伐期齡以上：9年
トドマツ	植栽本数 2,000 本/ha 仕立て目標 500 本/ha	24	32	40			選木方法 定性及び定量 間伐率 20~33% 間伐間隔 標準伐期齡未満：8年

注) 「カラマツ間伐施業指針（北海道林務部監修）」の及び「トドマツ人工林間伐の手引き（北海道林務部監修）」、などを参考とした。

注) 植栽本数、主伐時期の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意すること

2 保育の種類別の標準的な方法

ア 下刈り

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

イ 除伐

除伐は、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を防げるものを除去することとします。造林樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘定し、有用なものは保存し育成の対象とするものとします。

ウ つる切り

つる切りは、育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

【表】

樹種	年 植栽	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		(1)	(2)	(2)	(1)	(1)					
カラマツ	春	(1)	(2)	(2)	(1)	(1)					
	秋		(2)	(2)	(1)	(1)	(1)				
トドマツ	春	(1)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(1)	(1)		
	秋		(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(1)	(1)		

樹種	年 植栽	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	△				
カラマツ	春						△				
	秋							△			
トドマツ	春						△				
	秋							△			

① : 下刈1回刈

② : 下刈2回刈

△ : つる切り、除伐

3 その他必要な事項

(1) 要間伐森林及び計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林に関する事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知します。

また、1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は参考資料に掲載のとおりです。

(2) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関しては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るために、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を促進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集区水区域や主な河川の上流に位置する水源周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を發揮させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2に記載する。

(2) 土地の関する災害の防止及び土壤の保全機能、快適な環境の形成すべき森林

その他水源涵養機能維持林以外の森林

ア 区域の設定

①土地に関する災害の防止機能、土壤の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止/土壤保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壤保全機能の維持推進を図る森林を別表1のとおり定めます。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

③保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する提供する観点からの広葉樹を図る施業、美的景観の維持、形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表1のとおりに定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産等機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林など、木材等生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(2) 森林施業の方法

木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長期化を図るなど生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については次表を目安とします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

人工林の標準的な施業体系は次のとおりとする。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	一般材生産・30cm	中庸仕立て	60年
トドマツ	一般材生産・32cm	中庸仕立て	60年

3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備、管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、町が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ、特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めるとし、森林經營計画の実施基準として伐採面積の縮小を行うべき森林を、別表2のとおり定めます。

また、急に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び運搬を冬季間に行うなど時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

伐採跡地については早期に確実に更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、町が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1 の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表 2 のとおり定めます。また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で別表 1 のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1 の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表 2 のとおり定めます。また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

(4) 施業実施協定の締結の促進方法

町や森林組合、企業、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備することとします。施業委託や路網の整備により、地域の森林整備を森林組合を中心となって計画的に進めていくこととします。

小規模所有者が施業を行うに当たり、必要があれば町及び森林組合等が支援する体制を整え、森林所有者間の合意形成を図ることが必要なため、懇談会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより合意形成を図ります。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当増毛町における一般民有林の森林所有者は、5 ha 以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者の 70 %、また、管内的一般民有林のうち、82 %は、トドマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、留萌南部森林組合及びその他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模を拡大します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなど推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の委託等を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画期間内（5 カ年間）において、自ら森林の経営を行うことが出来るよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画になるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

本町に森林を有する北海道、町、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとする。

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林面積を所有形態別にみると国有林11,253ha(34%)、道有林14,650ha(44%)、町有林が1,578ha(5%)一般民有林5,800ha(17%)となっている。

特に私有林についてみると、森林所有者は790人で、うち職業別所有者では農家が27%で面積の22%を占めている。

また、人工造林の大半は若齢林分であり下刈、除間伐等の保育施業を必要とする林分が多い。

今後、森林組合が中心となり地域協議会の開催、啓蒙普及活動により、不在町森林所有者に対して施業推進の働きかけを行い、施業共同化の推進を図る一方、総合的扱い手としての機能を発揮すべき作業班員の技術研修を行い事業の円滑な推進に努める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本町の人工造林の大部分は、5齢級以下の若齢林分で占められている。このことから、下刈、除間伐等の保育作業を重点的に施業流域及び林班単位により、施業の集団的、計画的な実施を図り森林管理の維持、適正化を図り施業実施協定の締結及び森林施業の共同化を推進していく。

一方、天然林については不在町森林所有者の割合が多いことから施業推進の働きかけを行い、森林組合への加入を促進して施業の受託推進に努める。

また、これらの共同して行う森林施業に必要な作業路網についても共同化によって整備を図る。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全や施業の受委託を推進するための条件整備として、境界の整備などにより適切な森林管理を進めるものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が共同で森林施業計画を作成する場合には、次の事項に留意して作成することに努めることとします。

ア 森林施業計画を共同で作成する者(以下「共同作成者」という)全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施することを旨とすること。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。

ウ 共同作成者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位 路網密度:m/ha

区分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム	100 以上	35 以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	75 以上	25 以上
急傾斜地(30° ~)	架線系作業システム	15 以上	15 以上

注1)「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等木材を吊り上げて集積するシステム。

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない作業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためにには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。とくに作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、ワインチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に処理することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
急傾斜	チェーンソー	スイングヤーダ 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスター・プロセッサ	(ハーベスター・プロセッサ)
中傾斜	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスター・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスター・プロセッサ)
緩傾斜	フェラーバン チャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスター・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスター・プロセッサ)
	フェラーバン チャー	スキッダ【全木】	ハーベスター・プロセッサ	グラップルローダ
		トラクタ【全木集材】		(ハーベスター・プロセッサ)
	ハーベスター	《グラップルローダ》	ハーベスター	グラップルローダ
		フォワーダ【短幹集材】		(ハーベスター)

※ () は全工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※【 】は集材方法

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2 路網密度と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網の整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
	ha		m		
		該当無し			

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

①基幹路網の作設にかかる留意点

安全性の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規格（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

②基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設、拡張計画は次のとおりです。

単位 延長:km 面積:ha

開設 / 拡張	種類	区分	地区	路線名	延長及び 箇所数	利用 区域 面積	前年 5カ年の 計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	増毛町	阿分	1				
〃	〃	〃	〃	小暑寒沢	1				
〃	〃	〃	〃	信砂	1				
	小計				3				
拡張	自動車道		増毛町	笹沼湯の沢	5				
	小計				5				

(2) 細部路網に関すること

① 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並の労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安全確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとします。また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に務める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進するものとします。

(1) 人材の育成・確保

新規の林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図るものとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援するものとします。

(2) 林業事業体の経営体质強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体质強化、高度化を促進するものとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、地域の中核となる森林組合の育成に努めるものとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアーや等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援するものとします。

さらに、林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択できるようにするとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組むこととします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスター、フェラバンチャー、プロセッサ等による伐倒、枝払い、玉切り作業、フォワーダ、スキッダ等による集材作業のシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

本町の森林の人工林は9齢級以下が大半であり、保育、間伐等の森林施業が最も必要な時期となっている。また、今後においては主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にある。しかし、林家の経営は零細で、かつ、林道等の基盤整備が十分でないことなどから、機械化の遅れは顕著である。

また、林業就労労働者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るために林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化は重要な課題である。

このようなことから、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取り組むものとします。

- ① 森林組合によるタワーヤーダ、プロセッサー等の高性能林業機械の導入
- ② 森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進
- ③ 間伐の早急な実施を維持するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入
- ④ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため研修会等への積極的参加等を推進する

2 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区分	現 状	将 来
伐 倒	チェーンソー	フェラーバンチャ チェーンソー
造 材	チェーンソー	プロセッサー
集 材	ホイルトラクター キャビ° ラトラクター	スキッダ タワーヤーダ
造林保育等	地拵 下刈	刈払機 刈払機
	枝打	人力
		リモコン自動枝打機

3 林業機械化の促進方策

森林施業は、森林組合が主体となり実施していることから、公共補助事業等のPRを推進し、事業量の安定的な確保を図ることにより、森林組合の経営的な基盤の強化を促進し、林業機械化による更なる施業の合理化を目指す。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためにには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めます。

また、地材地消の推進に当たっては、「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」(平成23年3月策定)に即して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーの導入など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するものとします。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行ながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病害虫の駆除及び防除、火災の防除その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

森林病害虫については、被害の早期発見に努め、当該病害虫の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病害虫のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導を行う場合があります。

(2) その他

森林病害虫の被害の早期発見、早期防除のため、当町と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

ウ 森林の保護に当たっては、森林組合、林業事業体の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設設を設置するものとします。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当無し

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
該 当	なし

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても伐採を促進する指導等行うことがあります。

(2) その他

- ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めます。
イ 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクレーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うものとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進に関する特別措置法第3条に基づいて定める保健機能森林について、保健文化機能を高度に發揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう次の区域を設定するものとします。

1 保健機能森林の区域

単位 ha

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)					備考
地区	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	その他	
該 当	無し		該当無し				

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

森林保健機能森林の整備に当たっては、既存の森林施業計画を利用し、森林と森林保健施設を一体的に整備するため当該森林施業計画を変更し、対象森林の保健機能の増進を図るための計画

(以下「森林保健機能増進計画」という。)を作成し、森林施業と一体となった施設設備を、計画的かつ一体的にすすめるものとします。

優れた風致・景観の維持、裸地下の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ多様な施設の整備を行うものとします。

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高は、整備しようとする建築物の高さを制限する数値で、主要な樹種別に次表のとおり定めます。

樹種	期待平均樹高	備考
カラマツ		
トドマツ	該当無し	
その他		

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理、運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、防火体制及び防火施設の整備、交通の安全等の円滑な確保に留意するものとします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、当町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

該当無し

2 生活環境の整備に関する事項

該当無し

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当無し

4 森林の総合利用の推進に関する事項

1 森林の総合利用施設の整備計画

箸別避難小屋周辺の森林については、森林とのふれあいの場としての整備が期待されていることから、トドマツ・アカエゾマツを中心とした植栽、不良木の除去とともに、管理施設、遊歩道等の施設整備を進めることとする。

また、この地域を保全するとともに自然散策の拠点となるよう、下刈、不良木の除去、植栽、遊歩道の整備を行うこととする。

この場合、憩いの場としての整備を促進する。

これらの事業を関係補助事業を活用し、積極的に推進することとする。

施設の種類	現 状 (参考)		将 来	
	位置	規模	位置	規模
箸別避難小屋 周辺	箸別・ 湯の沢地区	避難小屋 (木造一部2階建) 遊歩道20m	箸別・湯の 沢地区	避難小屋外壁等改修 遊歩道(周辺約1km)

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

該当無し

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当無し

(3) その他

青少年の森林学習を推進するため、学校教育の「総合的な学習の時間」を活用した林業体験学習など、青少年のための森林づくり体験活動を進めます。

また、町内会、自治会単位等で行われている植樹活動に対し苗木の提供などの支援を行い、町民参加による緑化運動の推進を図ります。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であるその整備に当っては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとする。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採につき制限がある森林(以下、「制限林」という。)については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととする。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は、許可又は届出が必要となる。

なお、指定施業要件は、個々の保安林ごとに定められているが、一般的な留意事項は次のとおりとする。

(ア) 主伐の方法

a 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

b 伐採方法は、次の3区分とする。

(a) 伐採方法の指定無し(皆伐を含む)

(b) 拾伐(伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの)

(c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

(イ) 伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。
- b 一箇所あたりの皆伐面積の限度は、次ぎのとおり指定施業要件に定められる。
 - (a) 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱をすることが適當と認められる森林に限る）については、20ha以下との適切な面積とする。
 - (b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とする。
 - (c) その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壤等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ha以下とする。
- c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり、帶状に残存させなければならない。
- d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。
- e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とする。また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算し、この率が10分の3を超えるときは、10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とする。

(ウ) 特例

- a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができる。
- b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林については択伐とする。
- c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとする。

(エ) 間伐の方法及び限度

- a 間伐をすることのできる箇所は、原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。
- b 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とする。

(オ) 植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければならない。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければならない。

イ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次表により行う。

《特別地域内における制限》

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第1種特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 (2) 単木択伐法は次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は蓄積の10%以内とする。
第2種特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法による。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によること ができるものとする。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺(造林地要改良林分、薪炭林を除く)は、原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 択伐率は、用材林においては蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めるこ とにする。 (6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ① 伐区の面積は、2ヘクタール以内とする。 ただし、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道 集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見さ れない場合、伐区面積を増大することができる。 ② 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定す ることはできない。この場合においても、伐区は努めて分散 しなければならない。
第3種特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して 施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとする。

ウ 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条及び砂防法施行条例第3条の制限の範囲内で行うものとする。

立木の伐採に当っては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則択伐とし、皆伐を行
う場合は、面積が1ヘクタール未満となるよう留意するものとする。

エ 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に
関する法律第29条第7項の制限の範囲内で行うものとする。

立木の伐採にあたっての一般的な取扱は、次のとおりとする。

a 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについて
は、禁伐とする。

b その他の森林にあっては、伐採種を定めないものとする。

- c 地域森林計画の初年度以降 5 年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の 5 倍とする。
 - d 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。
- オ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林
 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第 125 条及び北海道文化財保護条例第 35 条の制限によるものとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とする。
- カ その他の制限林
 その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うものとする。
 なお、その他の制限林における法令等の制限は、次表のとおりである。

《その他の制限林における伐採方法》

その他制限林	施業方法の法例等の規定
急傾斜地崩壊危険 区域内の森林	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条

(3) 森林施業の技術および知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

水道水の水源である暑寒別川上流の暑寒沢地区は、水資源のかん養の機能を特に發揮させる必要があるため、長伐期施業の導入を促進することとし、適切な森林整備を図ることとします。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源涵養林	1	全域	56.14
	2	全域	74.08
	3	全域	150.24
	4	全域	53.92
	5	全域	76.08
	6	全域	72.20
	7	全域	72.12
	8	全域	83.68
	9	全域	83.04
	10	全域	76.76
	11	全域	89.27
	12	全域	89.59
	13	全域	98.24
	14	全域	56.33
	15	全域	107.02
	16	全域	97.72
	17	全域	101.16
	18	全域	50.82
	19	全域	103.16
	20	全域	71.48
	21	全域	93.92
	22	全域	131.92
	24	全域	76.64
	25	全域	52.92
	31	全域	181.04
	41	20~32・34・39~41	14.48
	42	7~10・12~26・34~40	33.96
	43	全域	91.62
	44	全域	74.20
	45	1~29・33~47・50~55・57~59・61~62	76.35
	46	1~11・14・15・19~34・39	75.60
	47	1・8・12・14・15	21.12
	48	1・3・4・23・24・28~30	17.56
	49	1~7・11・20~26・33・34	17.08
	50	1・2・14~16・26~43・52・55~59	29.59
	62	全域	147.60
	63	全域	90.45
	64	全域	86.95
	65	全域	40.96
	66	全域	110.20
	67	全域	49.50
	68	全域	115.64
	69	全域	123.52
	70	全域	74.68
	71	全域	59.80
	72	全域	44.76
	73	全域	47.04
	74	全域	85.56
	75	全域	94.36
	76	1・2・4~15・19・37	37.68
	77	全域	218.24

	78 79	全域旅游	404.02 205.67
山地災害防止林	1 2 4 5 6 8 10 12 13 15 16 17 19 21 24 26 27 28 29 30 31 32 34 38 41 42 45 50 51 52 53 54 55 57 58 61 62 63 64 67 68 72 73 77 78	29~33 18~20~21~24 94~97~99 96~98~100~105 40~46~48 18~21 39~40 21~87~88~94~105~107~121~126 135~139~147 23 58~73~75 6~29~33 7~9 7~9~10~12~17~18 4~7 8~37~38~43~51 45 68~72~77~83~84~88~89~92~93~97~98 56~61~66~68~127~130 1~3~4~6~7~9~16~18~20~26~28~30~33 35~41~43~52~54~56~59~60~63~74~76 83~89~91~102~104~109 5~8~11~16~35~46~47~56 13~20~24~40~59~65~76~78~82~84~90 106~108~116 32~34 50~51 69~91~116~167~168~181 43~44 20~22~37~39 42~44 36 31~32~36~45~49~55 18~19~22~25~27~34~100 13~34~37 32~37 22~23 3 17~22~25 35~53~55~191~192 1~4~6~8~12~14~20~23~26~29~31~32 35~38~40~42 5~6~8~11~14~16~27 1~3~4~7~17~19~21 44~45~78~79 4~6~8~10~51~52~54~68~71~75~77~94 98 1~42~47~49 39~41 1~14~20 56~59~75	0.54 24.11 0.56 1.48 2.00 3.32 1.08 7.80 1.64 1.44 6.79 3.16 9.92 3.88 4.08 0.08 4.00 20.88 76.18 13.44 9.12 0.96 2.96 5.73 2.16 8.60 0.90 0.28 5.91 2.84 25.64 9.64 1.04 0.40 4.44 3.48 105.88 69.77 65.11 0.97 10.28 3.52 0.16 12.36 6.26
生活環境保全林	9 16 18 19 74	17 4~9 8~9~14~17~19 16 1	1.12 1.60 4.59 2.83 0.40

	7 5	1	2. 0 8
保健・文化機能等維持林	2	1 8	0. 0 4
木材等生産林	4	全域	5 3. 9 2
	5	全域	7 6. 0 8
	6	全域	7 2. 2 0
	7	全域	7 2. 1 2
	8	全域	8 3. 6 8
	9	全域	8 3. 0 4
	1 0	全域	7 6. 7 6
	1 1	全域	8 9. 2 7
	1 2	全域	8 9. 5 9
	1 3	全域	9 8. 2 4
	1 4	全域	5 6. 3 3
	1 5	全域	1 0 7. 0 2
	1 6	全域	9 7. 7 2
	1 7	全域	1 0 1. 1 6
	1 8	全域	5 0. 8 2
	1 9	全域	1 0 3. 1 6
	2 0	全域	7 1. 4 8
	2 1	全域	9 3. 9 2
	2 2	全域	1 3 1. 9 2
	2 4	全域	7 6. 6 4
	2 5	全域	5 2. 9 2
	2 6	全域	1 0 2. 5 2
	2 7	全域	1 2 5. 7 5
	2 8	全域	1 2 3. 0 9
	2 9	全域	8 3. 7 4
	3 0	全域	8 0. 9 2
	3 1	全域	1 8 1. 0 4
	3 2	全域	6 9. 6 4
	3 3	全域	9 9. 4 2
	3 4	全域	7 3. 1 6
	3 5	全域	8 2. 3 0
	3 6	全域	5 4. 5 2
	3 7	全域	7 8. 0 0
	3 8	全域	1 5 2. 7 9
	3 9	全域	6 6. 2 8
	4 0	全域	6 9. 4 0
	4 1	全域	4 8. 0 9
	4 2	全域	7 6. 9 6
	4 3	全域	9 1. 6 2
	4 4	全域	7 4. 2 0
	4 5	全域	9 1. 5 7
	4 6	全域	1 1 1. 4 0
	4 7	全域	5 4. 0 8
	4 8	全域	7 5. 0 0
	4 9	全域	6 0. 4 0
	5 0	全域	8 1. 6 7
	5 1	全域	7 2. 8 3
	5 2	全域	6 0. 6 5
	5 3	全域	4 4. 1 2
	5 4	全域	9 6. 4 4

	5 5	全域	6 6. 6 0
	5 6	全域	1 0 8. 4 8
	5 7	全域	7 0. 4 4
	5 8	全域	9 7. 5 6
	5 9	全域	6 5. 7 6
	6 0	全域	5 2. 2 4
	6 1	全域	3 0 1. 5 1
	6 2	全域	1 4 7. 6 0
	6 3	全域	9 0. 4 5
	6 4	全域	8 6. 9 5
	6 5	全域	4 0. 9 6
	6 6	全域	1 1 0. 2 0
	6 7	全域	4 9. 5 0
	6 8	全域	1 1 5. 6 4
	6 9	全域	1 2 3. 5 2
	7 0	全域	7 4. 6 8
	7 1	全域	5 9. 8 0
	7 2	全域	4 4. 7 6
	7 3	全域	4 7. 0 4
	7 4	全域	8 5. 5 6
	7 5	全域	9 4. 3 6
	7 6	全域	9 4. 4 0
	7 7	全域	2 1 8. 2 4
	7 8	全域	4 0 4. 0 2
	7 9	全域	2 0 5. 6 7

2 上乗せゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水資源保全ゾーン	9	17~26	7.72
	1 0	1~8	11.84
	1 6	全域	97.72
	1 7	全域	101.16
	1 8	全域	50.82
	1 9	全域	103.16
	2 0	全域	71.48
	2 1	全域	93.92
	2 2	全域	131.92
	2 4	1~24・28・32・34~38・41~45・48~51	49.96
	2 5	1	1.20
	4 1	20~26・28~32・39~41	11.72
	4 2	7~10・12~26・34~40	33.96
	4 5	1~29・33~47・50~55・57~59・61~63	66.1
	4 6	1~11・14・15・19~34・39	75.6
	4 7	1・8・12・14・15	21.12
	4 8	1・3・4・23・24・28~30	17.56
	4 9	1~7・11・20~26・33・34	17.08
	5 0	1・2・14~16・26~43・52・55~59	29.64
	7 4	全域	85.56
	7 5	全域	94.36
	7 6	1・2・4~15・19・37	37.68
	7 9	6・10・13・16・19・33・35~39・45・63	46.92
多様生物	水辺林タイプ	該当無し	

	保護地域 タイプ	該当なし		
--	-------------	------	--	--

【道有林】

1 共通のゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源涵養林	1	1~5,9,13,14,16,41,44,53~57,59,63,96,98	154.77
	13	3,4,7	29.94
	14	6,35,	65.32
	20~49	全 域	8183.88
	50	1~3,41,51,55,60,90	49.74
	51	全 域	254.01
	52	1~17,31,41,43,44,51~56,58,59,96	245.57
	53	全 域	309.42
山地災害防止林	1~19	全 域	5328.37
	20	12,91,92,95	3.67
	22	1~4,6,32,95	128.14
	24,25	全 域	474.05
	26	1,2	86.75
	27	1	11.98
	28	3	0.87
	29	12	3.93
	30	1,6,8,9,32	120.81
	31	2,3	5.03
	33,37	全 域	386.61
	39	1,5,31,35~38	124.89
	40	1,2,31~33	82.18
	41	1,4,5,31,32	155.17
	42	1,3,31,96	140.51
	50	全 域	323.65
	51	1,5~7,9,13~16,18,19,41,52,55~58,60,61, 67~69,94,96	114.69
	52	5,7,11,12,17,21~23,56	65.52
	53	9,19	10.87
生活環境保全林	該当なし		
保健・文化 機能維持林	20	1~11,14,15,31,32,48,49,51~57,96,98	414.45
	21	全 域	384.18
	22	5,7,8,31,91,96	141.73
	23	全 域	375.39
	26	3,4,96	129.27
	30	12,15	15.29
	31	9,15	47.38
	32	4,8,29,34,96	104.77
木材等生産林	34~36、38~49	全 域	4106.10
	該当なし		

2 上乗せゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水資源保全ゾーン	1	1~5,9,13,14,16,41,44,53~57,59,63,96,98	154.77
	13	3,4,7	29.94
	14	6,35	65.32
	20~26	全 域	2,138.08
	27	3~6,40,59,60	101.11
	28~49	全 域	5,868.12
	50	1~3,4,51,55,60,90	49.74

生物多様性 ゾーン	水辺林タイプ 保護地域タイプ	該当なし 32		2.14
--------------	-------------------	------------	--	------

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面 積 (ha)	森林経営計画における 主な実施計画(参考)(注 1)
		林班	小 班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	1	全域	56.14	主伐林齢:標準伐期齢+10年以上 皆伐面積:20ha以下
		2	全域	74.08	
		3	全域	150.24	
		4	全域	55.08	
		5	全域	76.08	
		6	全域	72.20	
		7	全域	72.12	
		8	全域	83.68	
		9	全域	83.04	
		10	全域	76.76	
		11	全域	89.27	
		12	全域	89.59	
		13	全域	98.24	
		14	全域	56.33	
		15	全域	107.02	
		16	全域	97.72	
		17	全域	101.16	
		18	全域	50.82	
		19	全域	103.16	
		20	全域	71.48	
		21	全域	93.92	
		22	全域	131.92	
		24	全域	76.64	
		25	全域	52.92	
		31	全域	188.04	
		43	全域	91.62	
		44	全域	74.20	
		62	全域	63.88	
		63	全域	20.68	
		64	全域	52.12	
		65	全域	40.96	
		66	全域	110.20	
		67	全域	49.50	
		68	全域	115.64	
		69	全域	123.52	
		70	全域	74.68	
		71	全域	59.80	
		72	全域	44.76	
		73	全域	47.04	
		74	全域	85.56	
		75	全域	94.36	
		77	全域	218.24	
		78	全域	404.02	
		79	全域	205.67	
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林 (注2)				主伐林齢:標準伐期齢+10年以上 皆伐面積:10ha以下
森林の有する土地に関する災害	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	53	17・18・21~23・25	9.68	主伐林齢:注3の表による
		62	4~5・8・12		

防止機能、土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進図るための森林施業を推進すべき森林		6 3	1 4~2 0・2 6~2 9 3 5・3 8・4 0~4 2 5~6・8・1 1~1 4 1 6~2 7 3~4・8~1 4・1 7 1 9~2 0	8 3. 7 2 6 9. 7 7 3 4. 8 3	皆伐面積：20ha以下
			6 4		
	複層林施業を推進すべき森林	5	9 6~9 8・1 0 0~1 0 5	1. 4 8	主伐林齢：標準伐期齢以上
		6	4 0~4 6・4 8	2. 0 0	伐採率：70%以下
		8	1 8~2 1	3. 3 2	その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
		1 0	3 9~4 0	1. 0 8	
		1 2	2 1・8 7~8 8・9 4 1 0 5~1 0 7・1 2 1~ 1 2 6・1 3 5・ 1 3 9~1 4 7	7. 8 0	
		1 3	2 3	1. 6 4	
		1 5	7 3~7 5	1. 0 4	
		1 6	2 9・3 1~3 3	4. 7 5	
		1 7	7~9	3. 1 6	
		1 9	7・9~1 0・1 2・ 1 7~1 8	9. 9 2	
		2 1	4~7	3. 8 8	
		2 4	8・3 7~3 8・4 3・5 1	4. 0 8	
		2 6	4 5	0. 0 8	
		2 8	5 6~6 1	1 6. 6 8	
		2 9	1・3~4・6~7・9~1 6・1 8・2 0 ~2 6・2 8・3 0~3 3・3 5~3 8・4 0・4 3~5 2・5 4~5 6・5 9~6 0・ 6 3~7 4・8 5・9 5・9 9・1 0 2 5~8・1 1~1 6・3 5		
		3 0	4 6~4 7・5 6 5~8・1 1~1 6・3 5・4 6・4 7・5	6 7. 3 4	
		3 1	6 1 3・2 0・2 4・4 0・5 9・6 5~7 6・ 7 8~8 2・8 4~9 0・1 0 6・1 0 8・	1 3. 4 4	
		3 2	1 1 6	9. 1 2	
		3 4	3 2~3 4	0. 9 6	
		4 5	5 0~5 1	2. 9 6	
		5 0	4 2~4 4	0. 9 0	
		5 1	3 6~4 5	0. 2 8	
		5 2	1 8~1 9・2 2~2 5 2 7・3 4・1 0 0	2. 7 2	
		5 3	1 6・1 9~2 0	4. 4 4	
		5 4	3 2~3 3	8. 5 6	
		5 5	2 2~2 3	6. 9 6	
		5 7	3	1. 0 4	
		5 8	1 7・2 2~2 5	0. 4 0	
		6 1	3 5・5 3~5 5・1 9 1~ 1 9 2	4. 4 4	
		6 2	1・6・3 1	3. 4 8	
		6 4	1・7・1 5・1 6・2 1	2 0. 8 4	
		6 8	8・1 0・5 1~5 2 7 8~9 4	3 0. 2 8	
		7 2	1・4 3~4 7	7. 0 0	
		7 7	1・1 4~2 0	2. 7 6	
		7 8	5 6~5 9・7 5	1 2. 3 6	
				6. 2 6	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	1	2 9~3 3	0. 5 4	主伐林齢：標準伐期齢以上
		2	1 8・2 0~2 1	2 3. 2 0	伐採率：30%以下又は40%以下
		4	9 4~9 7・9 9	0. 5 6	その他：標準伐期齢時
		1 5	5 8	0. 4 0	
		1 6	6・3 0	2. 0 4	

		27	68~72・77・83~84・88~89・ 92~93	3. 58	の立木材積の7/10以上 を維持する
		28	66・68・127~130	6. 04	
		29	39・41・76・83~84・86~89・ 91~94・96~98・100~101・ 104~109	8. 84	
		38	69・91・116・167・168・ 181	5. 73	
		41	43~44	2. 16	
		42	20~22・37~39	8. 60	
		51	31~32・49・55	3. 19	
		53	13・34~37	7. 40	
		54	34~37	2. 68	
		62	23・32	1. 32	
		67	44~45	0. 56	
		68	4~6・54・68~71・75・77・ 98	3. 28	
		72	42・49	0. 76	
		73	39~41	0. 16	
	特定広葉樹の育成を行 う森林施業を推進すべ き森林				特定広葉樹について、標 準伐期齢時の立木材積 を維持する

【道有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林經營計画に おける主な実施 基準(参考)(注 1)
		林班	小班		
水源の涵養の機能 の維持増進を図る ための森林施業を 推進すべき森林	伐期の延長を推進す べき森林	27	2,7,29,51,53~55,57,58,61~64, 97~99	64. 59	主伐林齡：標準伐 期齢+10年以 上 皆伐面積：20ha以 下
		51	2~4,8,10~12,17,51,53,54,59,62~66 95,99	139. 32	
		52	1~4,6,8~10,13~16,31,41,43,44,51~55 58,59,96	184. 89	
		53	1,3~8,11,16,17,41~49,51~60,94,,96	298. 55	
	伐採面積の規模 の縮小を行うべ き森林(注2)	1	1~5,9,13,14,16,41,44, 53~57,59, 63,96,98	154. 77	主伐林齡：標準 伐期齢+10年以 上 皆伐面積：10ha以 下
		13	3,4,7	29. 94	
		14	6,35	65. 32	
		20	1~12,14,15,31,32,48,49,51~57,91,92 95,96,98	418. 12	
		21	1~3,9,96	384. 18	
		22~26	全 域	1,335. 78	
		27	3~6,40,59,60	101. 11	
		28~49	全 域	5,868. 12	
		50	1~3,41,51,55,60,90	49. 74	
森林の有する土地 に関する災害防止 機能、土壤の保全の 機能、快適な環境の 形成の機能又は保 健機能の維持増進 図るための森林施	長伐期施業を推進す べき森林 (注3)	該当なし			主伐林齡：注3の 表による 皆伐面積：20ha以 下
		1	1,4~16,31~33,41~46,51~65, 95,96,98	259.36	
	複層林 施業を	2	1,2,5~7,31,32,51~55,96	118.11	主伐林齡：標準伐 期齢以上

業を推進すべき森林	推進すべき森林	推進すべき森林(択伐によるものを除く)	3	1,3~6,8~12,15~22,31,44~46,51~56 58~61,94~97,99	217.96	伐採率：70%以下 その他：標準伐期 齢時の立木材積 の1/2以上を維持 する
			4	1~9,16,41~45,52~54,56~58,60~63 94,96	238.57	
			5	1,2,5,6,31~33,41,51,52,55~57,96	146.96	
			8	1,2,4,5,6,7,8,96	313.21	
			9	1~3,96	139.32	
			13	1~3,4,7,11,31~33,41,96	172.85	
			14	全 域	342.53	
			15	1,4,5,10,31,96	115.35	
			16	1,4~7,96	189.44	
			17	6,96	29.53	
			18	1,96	67.03	
			20	12	1.23	
			22	1~3,31,32	113.73	
			24	全 域	212.93	
			25	1~6,96	223.57	
			26	1	65.69	
			27	1	11.98	
			28	3	0.87	
			30	1,6,8,9,32,	120.87	
			31	2,3,9,15	52.41	
			32	96	3.45	
			33	全 域	214.26	
			37	1,2,4,6,36,42,94,96,97	136.40	
			38	1,33,34,35,96	78.22	
			39	4,33,34,35,37,94,96	47.98	
			41	1,4,5,31,32	155.17	
			42	1,3,31,96	140.51	
			51	1,5~7,9,19,52,57,60,61,69,94,96	72.96	
			52	5,7,11,12,17,21,56	62.99	
			53	9,19	10.78	
			1	2,3	23.01	
択伐による複層林施業を推進すべき森林			2	4,8,9,10,56~65	48.97	主伐林齢：標準伐期 齢以上 伐採率：30%以下 又は40%以下 その他：標準伐期 齢時の立木材積 の7/10以上を維持 する
			3	2,13,14,23,57	19.49	
			4	17,31,59	58.19	
			5	7,10,11,53,54,	134.21	
			6	全 域	263.26	
			7	全 域	371.06	
			9	6,7	255.89	
			10	全 域	182.13	
			11	全 域	355.53	
			12	全 域	277.75	
			15	2,3	156.68	
			16	2,3,8,9	138.46	
			17	1~5,7,8	399.37	
			18	2,3	103.88	
			19	1,2,98	189.92	
			20	1~11,14,15,31,32,48,49,51~ 57,91,92,95,96,98	416.89	
			21	1~3,9,96	384.18	
			22	4~8,91,95,96	375.39	
			23	1~4,96	375.39	
			25	7	38.00	
			26	2~4,96	150.33	
			29	12	3.93	
			30	12,15	15.29	
			32	4,8,29,34	101.32	
			34	全 域	291.82	
			35	全 域	149.66	
			36	全 域	352.30	

		37	5,31,41,95	35.95	
		38	2,3,6,31	108.65	
		39	1,2,5,31,32,36,38	197.36	
		40	全 域	211.20	
		41	2,3,96	214.66	
		42	2	35.92	
		43	全 域	376.25	
		44	全 域	216.46	
		45	全 域	291.80	
		46	全 域	362.57	
		47	全 域	220.42	
		48	全 域	268.42	
		49	全 域	386.73	
		50	全 域	323.65	
		51	13~16,18,41,55,56,58,67,68	41.73	
		52	22,23	2.53	
	特定広葉樹の育成を行なう森林施業を推進すべき森林				特定広葉樹について、標準伐期齡時の立木材積を維持する

	樹 種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	9 6 年以上
	トドマツ	6 4 年以上
	カラマツ	5 6 年以上
	その他針葉樹	6 4 年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ 天然林を含む	4 8 年以上
	その他広葉樹	6 4 年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	9 6 年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	1 2 8 年以上

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法の、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

・参考資料に該当無し

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域（林小班）	備 考
<p>4林班-11～12・17～19小班 4林班-21～22小班 4林班-24～35・37～39・41・43小班 4林班-51～61・64・66～71小班 4林班-73・75・78小班 4林班-80～82・85～93小班 4林班-100～104小班 5林班-1～3・5～20・23～29・31小班 5林班-34～36・46小班 5林班-47～54・58・61小班 5林班-63・70・73～74小班 5林班-77・79～81・84～96小班 5林班-100～105小班 6林班-1～2・7・14・25小班 6林班-27・30・32・33～38小班 6林班-44・45・48・51・52小班 7林班-6・22～25小班 8林班-15・17小班 9林班-8～11・14～16小班 9林班-18～26小班 10林班-1～3・9～10・19・27・32小班 10林班-35・36・38・41～43小班 11林班-1～14・17～19小班 11林班-21～23・26～28小班 11林班-30・31・36・39・40小班 11林班-42～44・48・53小班 11林班-62～66・68・70～82小班 12林班-1～26・28～34小班 12林班-37・38・40・41小班 12林班-44～45・49・51小班 12林班-53～57・63・65小班 12林班-71・76・78～79小班 12林班-81・83～84小班 12林班-87・91～92・94小班 12林班-101～103・106～112小班 12林班-114～127・130～131小班 12林班-133～138・140小班 12林班-146～152・154～155小班 13林班-6・9・14～22小班 14林班-2・10～11・13～14小班 14林班-16～19・21～22小班 14林班-26・31～32小班 15林班-5・10・15・16・18・29小班 15林班-36～37・39～42小班 15林班-47・51・53～55小班</p>	木材等生産森林のうち人工林

1 5 林班—5 8 ~ 6 0 • 6 2 ~ 6 3 小班
1 5 林班—6 5 • 6 7 ~ 6 8 • 7 1 ~ 7 2 小班
1 5 林班—7 6 ~ 8 0 小班
1 6 林班—9 • 2 2 ~ 2 8 • 3 3 小班
1 7 林班—5 ~ 6 小班
1 8 林班—1 ~ 7 • 9 ~ 1 3 • 1 5 ~ 1 9 小班
1 9 林班—1 • 4 • 1 2 ~ 1 3 小班
1 9 林班—1 5 ~ 1 6 • 2 7 小班
2 0 林班—8 • 1 0 ~ 1 1 • 1 4 ~ 1 5 小班
2 1 林班—4 • 9 ~ 1 1 • 1 3 ~ 1 6 小班
2 1 林班—2 0 ~ 2 2 小班
2 2 林班—9 ~ 1 4 • 1 7 ~ 2 0 小班
2 4 林班—8 ~ 1 1 • 1 3 • 1 5 ~ 1 6 小班
2 4 林班—2 1 • 2 3 • 2 7 • 2 8 小班
2 4 林班—3 1 ~ 4 0 • 4 3 ~ 5 0 小班
2 5 林班—9 • 1 4 ~ 1 7 • 2 0 ~ 2 1 小班
2 6 林班—2 ~ 3 • 1 1 • 1 4 ~ 1 5 小班
2 6 林班—1 7 • 1 9 • 2 2 • 2 9 ~ 3 0 小班
2 6 林班—3 6 • 4 1 ~ 4 4 • 4 6 小班
2 6 林班—4 8 ~ 4 9 小班
2 7 林班—2 ~ 5 • 8 • 1 2 小班
2 7 林班—1 4 ~ 1 5 • 2 7 小班
2 7 林班—3 0 ~ 3 1 • 3 4 • 3 6 小班
2 7 林班—3 9 ~ 4 0 • 4 3 ~ 4 5 小班
2 7 林班—5 0 ~ 5 4 • 5 7 ~ 6 7 小班
2 7 林班—7 3 • 7 6 • 7 8 ~ 8 1 • 8 5 ~ 8 7 小班
2 7 林班—9 0 ~ 9 1 • 9 4 小班
2 8 林班—1 ~ 5 • 9 • 1 1 ~ 1 6 小班
2 8 林班—1 8 • 2 3 ~ 2 4 • 2 7 • 2 9 小班
2 8 林班—3 1 ~ 3 7 • 3 9 • 4 2 ~ 4 3 小班
2 8 林班—4 5 ~ 4 8 • 5 0 ~ 5 1 小班
2 8 林班—5 7 ~ 5 8 • 6 0 ~ 6 1 小班
2 8 林班—6 4 ~ 6 5 • 7 3 • 7 8 ~ 1 1 2 小班
2 8 林班—1 1 4 ~ 1 2 2 • 1 2 6 ~ 1 2 7 • 1 2 9 小班
2 9 林班—1 ~ 4 • 7 • 1 0 ~ 1 5 小班
2 9 林班—1 8 • 2 0 • 2 2 ~ 2 5 小班
2 9 林班—2 7 ~ 2 8 • 3 1 ~ 3 2 小班
2 9 林班—3 4 ~ 4 1 • 4 4 ~ 4 5 小班
2 9 林班—4 7 ~ 5 2 • 5 4 ~ 5 6 小班
2 9 林班—5 9 ~ 6 8 • 7 2 ~ 7 3 小班
2 9 林班—8 3 • 8 5 • 8 7 ~ 8 9 小班
2 9 林班—9 2 ~ 9 9 • 1 0 2 • 1 0 6 ~ 1 0 9 小班
3 0 林班—1 ~ 6 • 8 • 1 2 小班
3 0 林班—1 4 ~ 1 7 • 1 9 • 2 1 ~ 2 3 小班
3 0 林班—2 9 • 3 1 • 3 6 ~ 3 7 小班
3 0 林班—4 2 ~ 4 3 • 4 5 • 5 1 ~ 5 2 小班
3 0 林班—5 5 ~ 5 8 • 6 1 ~ 6 2 小班
3 1 林班—1 ~ 2 • 9 ~ 1 0 • 1 4 小班
3 1 林班—1 8 • 3 2 • 3 4 • 5 1 ~ 5 8 小班

3 1 林班—6 0 ~ 6 4 • 6 9 • 7 3 ~ 7 6 小班 3 1 林班—7 8 • 8 2 ~ 8 6 小班 3 1 林班—1 1 1 ~ 1 1 5 • 1 1 7 小班 3 2 林班—5 • 1 7 • 2 8 • 3 0 小班 3 2 林班—3 2 • 3 4 • 4 2 ~ 4 4 小班 3 3 林班—6 • 2 5 • 3 0 • 3 4 ~ 3 6 小班 3 3 林班—4 0 ~ 4 1 • 5 1 • 5 5 ~ 6 1 小班 3 3 林班—6 4 ~ 6 9 小班 3 4 林班—1 ~ 3 • 5 • 7 ~ 1 0 • 1 3 • 1 7 小班 3 4 林班—2 3 ~ 2 4 • 2 6 ~ 2 7 • 3 3 小班 3 4 林班—4 3 • 4 5 ~ 4 9 小班 3 4 林班—5 3 ~ 5 7 • 6 6 ~ 7 0 小班 3 5 林班—1 ~ 2 • 4 ~ 8 • 1 0 ~ 1 2 小班 3 5 林班—2 0 • 2 2 ~ 2 3 • 2 6 ~ 3 0 小班 3 5 林班—3 3 • 3 8 • 4 1 • 4 7 ~ 5 7 小班 3 5 林班—5 9 ~ 7 4 • 7 6 ~ 7 9 小班 3 5 林班—8 2 ~ 8 9 • 9 1 ~ 1 0 5 小班 3 5 林班—1 0 9 ~ 1 1 4 • 1 1 6 ~ 1 1 9 小班 3 5 林班—1 2 6 小班 3 6 林班—1 ~ 3 • 8 ~ 1 1 • 1 3 小班 3 6 林班—1 6 ~ 2 3 • 2 7 ~ 2 8 • 3 2 小班 3 6 林班—3 8 ~ 3 9 • 4 3 ~ 4 6 • 4 9 小班 3 6 林班—5 3 ~ 5 5 • 5 7 小班 3 7 林班—8 ~ 9 • 1 1 • 1 4 • 1 7 ~ 2 4 小班 3 7 林班—3 7 ~ 5 3 小班 3 8 林班—1 ~ 1 9 • 2 1 • 2 5 ~ 2 8 小班 3 8 林班—3 7 • 4 2 • 4 4 • 5 0 ~ 5 3 小班 3 8 林班—5 8 • 6 0 ~ 6 3 • 6 5 ~ 6 8 小班 3 8 林班—7 1 • 7 7 ~ 8 2 • 8 7 ~ 9 0 小班 3 8 林班—9 3 ~ 9 6 • 9 9 ~ 1 0 3 小班 3 8 林班—1 0 5 ~ 1 0 8 • 1 1 0 ~ 1 1 3 小班 3 8 林班—1 1 5 • 1 1 7 ~ 1 3 2 小班 3 8 林班—1 3 4 ~ 1 3 5 • 1 4 0 ~ 1 4 6 小班 3 8 林班—1 5 0 • 1 5 2 ~ 1 6 8 • 1 7 0 小班 3 8 林班—1 7 2 ~ 1 7 8 • 1 8 0 小班 3 9 林班—5 • 9 • 1 0 ~ 1 1 • 1 5 ~ 1 6 小班 3 9 林班—1 8 ~ 2 1 • 2 5 ~ 2 7 小班 3 9 林班—2 9 ~ 3 8 • 4 0 ~ 4 2 小班 4 0 林班—4 • 7 • 1 4 ~ 1 5 • 1 8 小班 4 0 林班—2 1 ~ 2 9 • 3 1 ~ 3 9 小班 4 1 林班—6 ~ 8 • 1 2 ~ 1 4 • 1 6 小班 4 1 林班—2 0 • 2 8 ~ 3 2 • 3 4 小班 4 1 林班—3 9 ~ 4 1 • 4 3 • 4 6 ~ 4 7 小班 4 2 林班—4 ~ 5 • 7 • 9 ~ 1 1 • 1 4 ~ 1 7 小班 4 2 林班—1 9 • 2 2 ~ 3 4 • 3 7 ~ 4 6 小班 4 3 林班—3 • 1 6 • 2 0 ~ 2 1 • 2 6 ~ 3 2 小班 4 4 林班—1 • 3 • 7 ~ 8 • 1 0 • 1 7 小班 4 4 林班—2 1 ~ 2 2 小班 4 5 林班—3 ~ 1 1 • 1 4 ~ 1 6 • 1 8 • 2 0 小班	
---	--

4 5 林班—2 7 • 2 9 • 3 2 ~ 4 5 小班
4 5 林班—4 8 • 5 0 ~ 6 1 • 6 4 小班
4 6 林班—4 • 1 0 • 1 1 • 1 5 • 1 9 ~ 3 2 小班
4 6 林班—3 5 ~ 3 7 • 3 9 • 4 1 小班
4 7 林班—9 ~ 1 4 小班
4 8 林班—2 • 1 2 • 1 6 ~ 2 0 • 2 3 ~ 2 5 • 2 7 小班
4 9 林班—2 • 1 7 • 2 1 ~ 2 3 小班
4 9 林班—2 5 ~ 2 7 • 2 9 ~ 3 2 • 3 4 小班
5 0 林班—1 • 1 5 ~ 1 6 • 2 2 • 2 7 小班
5 0 林班—3 1 ~ 4 3 • 4 9 ~ 5 9 小班
5 1 林班—2 • 1 5 • 2 1 ~ 2 3 小班
5 1 林班—2 5 ~ 3 0 • 3 3 ~ 3 5 • 3 7 小班
5 1 林班—4 0 ~ 4 1 • 4 3 ~ 4 4 • 4 6 ~ 4 8 小班
5 1 林班—5 4 小班
5 2 林班—1 ~ 2 • 6 ~ 7 • 1 1 • 1 3 ~ 1 4 小班
5 2 林班—2 1 • 2 3 • 2 5 • 2 9 • 3 2 ~ 3 9 小班
5 2 林班—1 0 0 ~ 1 0 1 • 1 0 9 小班
5 3 林班—3 • 7 • 1 2 • 1 5 小班
5 3 林班—2 7 ~ 3 5 • 3 7 小班
5 4 林班—1 ~ 2 4 • 2 7 ~ 3 6 小班
5 5 林班—1 ~ 2 3 • 2 5 • 2 6 • 2 9 ~ 3 1 小班
5 6 林班—2 • 1 0 ~ 1 2 • 1 9 • 2 4 小班
5 6 林班—3 3 ~ 3 8 • 4 0 ~ 4 2 小班
5 7 林班—1 ~ 3 小班
5 8 林班—1 ~ 1 1 • 1 3 小班
5 8 林班—1 5 • 1 8 • 2 1 ~ 2 2 小班
5 8 林班—2 4 • 2 6 小班
5 9 林班—2 ~ 6 • 9 ~ 1 7 小班
6 0 林班—1 ~ 5 • 1 1 ~ 1 5 • 1 8 ~ 2 9 小班
6 1 林班—2 ~ 3 • 5 • 8 • 1 3 ~ 1 8 小班
6 1 林班—2 0 ~ 2 1 • 2 4 ~ 3 8 小班
6 1 林班—4 0 ~ 4 1 • 4 4 ~ 7 0 • 7 2 ~ 8 3 小班
6 1 林班—8 5 ~ 8 8 • 9 0 ~ 1 0 4 小班
6 1 林班—1 0 6 ~ 1 1 2 • 1 1 4 ~ 1 1 7 小班
6 1 林班—1 2 2 ~ 1 3 4 • 1 4 2 ~ 1 4 3 小班
6 1 林班—1 4 5 • 1 4 7 • 1 5 2 ~ 1 6 6 小班
6 1 林班—1 6 8 ~ 1 8 4 • 1 8 8 ~ 1 8 9 小班
6 1 林班—1 9 1 ~ 1 9 3 • 1 9 6 • 1 9 9 ~ 2 0 2 小班
6 1 林班—2 0 4 • 2 0 8 • 2 1 0 ~ 2 1 1 • 3 0 3 小班
6 2 林班—4 ~ 5 • 1 2 ~ 2 1 • 2 4 • 2 6 ~ 3 2 小班
6 2 林班—3 5 • 3 7 ~ 3 8 • 4 0 ~ 4 1 小班
6 3 林班—5 ~ 6 • 8 • 1 1 ~ 1 4 • 1 6 ~ 2 3 小班
6 3 林班—2 5 小班
6 4 林班—3 • 6 • 8 ~ 1 3 • 1 7 • 1 9 ~ 2 2 小班
6 5 林班—1 ~ 2 • 4 • 6 ~ 8 • 1 1 • 1 6 小班
6 5 林班—1 9 ~ 2 8 小班
6 6 林班—1 ~ 1 4 • 1 7 ~ 3 3 小班
6 7 林班—2 ~ 4 • 6 ~ 1 0 • 1 3 • 1 8 ~ 1 9 小班
6 7 林班—2 1 ~ 2 3 • 2 5 • 2 8 ~ 2 9 小班

<p>6 7 林班－3 1～4 0・4 2～4 3・4 7～4 8 小班</p> <p>6 7 林班－5 0～5 1・5 3～5 6・6 0～6 1 小班</p> <p>6 7 林班－6 4～7 0・7 4～7 7 小班</p> <p>6 8 林班－1～4・6～8・1 0～1 1・1 4～1 6 小班</p> <p>6 8 林班－1 9～2 2・2 5・3 0・3 4～3 7 小班</p> <p>6 8 林班－4 1～4 2・4 4～4 7・4 9 小班</p> <p>6 8 林班－5 1～5 6・5 9～6 0・6 2・7 2 小班</p> <p>6 8 林班－7 8・8 0・8 2・8 4～8 6 小班</p> <p>6 8 林班－8 9～9 0・9 2・9 5～1 0 5 小班</p> <p>6 9 林班－5～7・1 6～1 7 小班</p> <p>7 0 林班－4・6～1 1・1 9～2 1 小班</p> <p>7 2 林班－1～8・1 0・1 2・1 9・2 1・3 2 小班</p> <p>7 2 林班－3 4・3 8～4 1・4 3・4 5 小班</p> <p>7 2 林班－5 0～5 2・5 7～5 8 小班</p> <p>7 3 林班－5～6・1 0～1 2・1 4・1 7～1 8 小班</p> <p>7 3 林班－2 2・2 4～2 6・2 8～3 0 小班</p> <p>7 3 林班－3 3～3 8・4 5～4 6 小班</p> <p>7 4 林班－3・6～9・1 2 小班</p> <p>7 5 林班－4～1 1・1 4～1 7・2 1 小班</p> <p>7 6 林班－1～1 2・1 4～1 7・2 1～2 2 小班</p> <p>7 6 林班－2 4～2 5・3 2～3 7 小班</p> <p>7 7 林班－3～8・1 0・1 3～1 4・1 6 小班</p> <p>7 7 林班－1 8～1 9・3 0・3 2 小班</p> <p>7 8 林班－1・4・8～1 0・1 2～1 3 小班</p> <p>7 8 林班－1 6・2 2・3 3～3 4・3 8 小班</p> <p>7 8 林班－4 0・4 2・4 4・4 6・4 9～5 5 小班</p> <p>7 8 林班－6 7～7 4・7 9～9 7・9 9 小班</p> <p>7 8 林班－2 0 1～2 1 4 小班</p> <p>7 9 林班－1～2・1 1～1 5・1 7～1 9 小班</p> <p>7 9 林班－2 2～2 5・2 7～3 1 小班</p> <p>7 9 林班－3 6・3 8・4 0～4 2・4 4～5 6 小班</p> <p>7 9 林班－5 8～6 1・6 3・6 8・7 4・7 6 小班</p>	
<p>9 林班－全域</p> <p>10 林班－全域</p> <p>16 林班－全域</p> <p>17 林班－全域</p> <p>18 林班－全域</p> <p>19 林班－1～25・27 小班</p> <p>20 林班－全域</p> <p>21 林班－全域</p> <p>22 林班－全域</p> <p>24 林班－1～24・28・32・34～38・41～45・48～51 小班</p> <p>25 林班－1 小班</p> <p>41 林班－20～26・28～32・39～41 小班</p> <p>42 林班－7～10・12～26・34～40 小班</p> <p>45 林班－1～29・33～47・50～55・57～59・61・62 小班</p> <p>46 林班－1～11・14・15・19～34・39 小班</p> <p>47 林班－1・8・12・14・15 小班</p> <p>48 林班－1・3・4・23・24・28～30 小班</p>	水資源保全ゾーン

49 林班—1～7・11・20～23・25・26・33・34 小班	
50 林班—1・2・14～16・26～27・29～43・52 小班	
50 林班—55～59 小班	
74 林班—全域	
75 林班—全域	
76 林班—1・2・4～15・19・37 小班	
79 林班—6・10・13・16・19・33・35～39・45・63 小班	

(注) 上記の森林は、主伐を行う場合は、「伐採跡地の更新をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

(注) 植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

また、次の箇所は当該区域に含めないものとします。

- (1) 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- (3) 公益的機能別施業森林の区域で施業方法を特定している森林
- (4) 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- (5) ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

別表4 鳥獣害の防止の方法

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
エゾシカ	3、4、6～8、54、55 58～64、68～73、77 林班	2,140.14ha

【道有林】

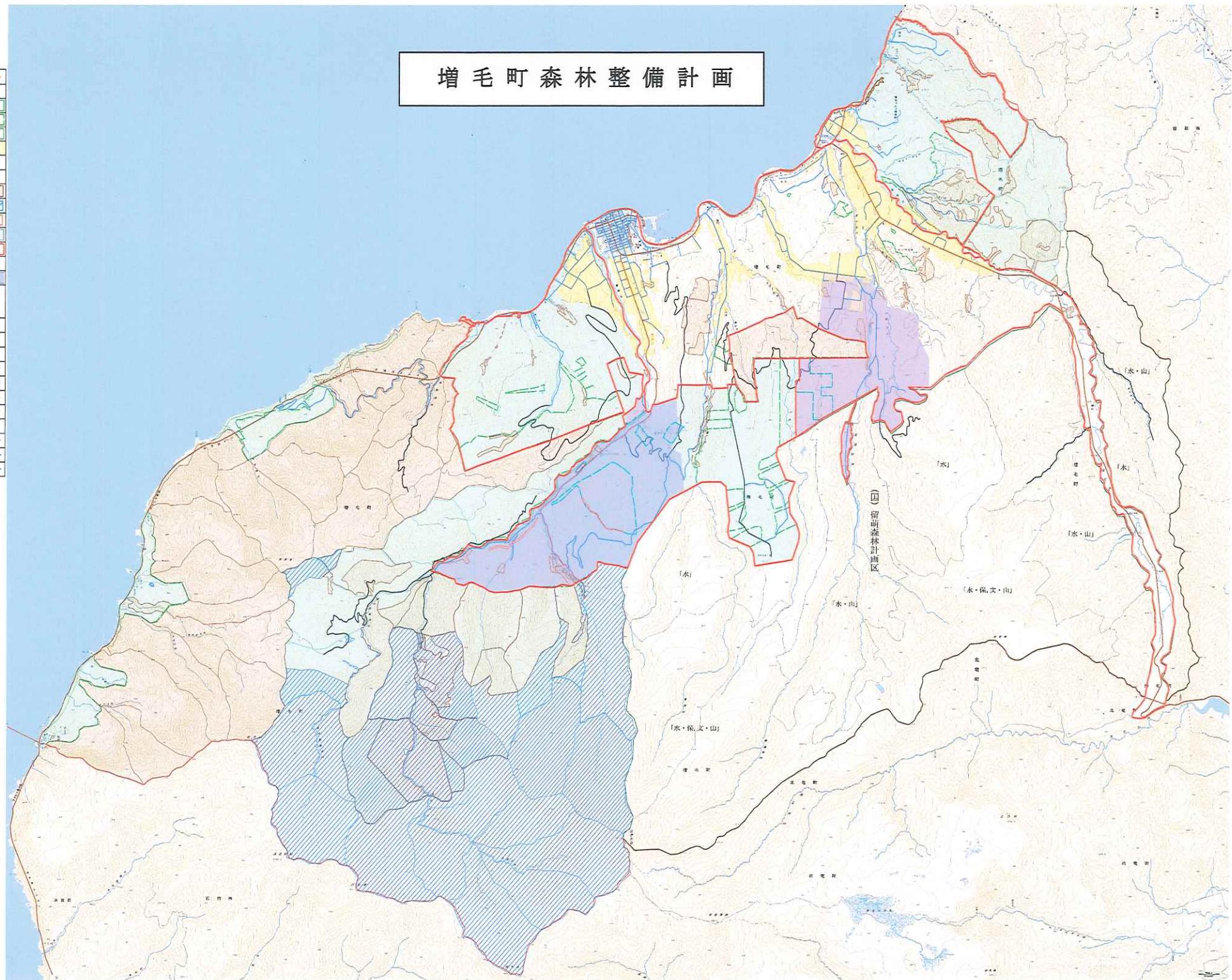
対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
エゾシカ	1～4、6～8、51～53 林班	2745.03ha

注 対象鳥獣の種類が一の場合には、森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画の概要図に図示することをもって代えることができる。

ゾーニング図

凡 例
市町村界
土地利用
民有林
うち公有林
國有林
農地
林業によらないければ適確な森林 又更新が困難な森林
公益的機能別整備森林(ゾーニング)
山地灾害防止林
保健・文化施設等維持林
生活環境保全林
水源涵養林(水質涵養と山地災害防除)
木材等生産林
「上乗セゾーニング」
水源保護ゾーン
生物多様性ゾーン
水辺林タイプ
保護地域タイプ
保安林・他法令による区域指定
路網整備等推進区域
基幹路網
林道
林道開設予定線
林道専用道
林道専用道開設予定線
公道
国・道、道
町道(幅3.0m以上)
町道(幅3.0m未満)農道等

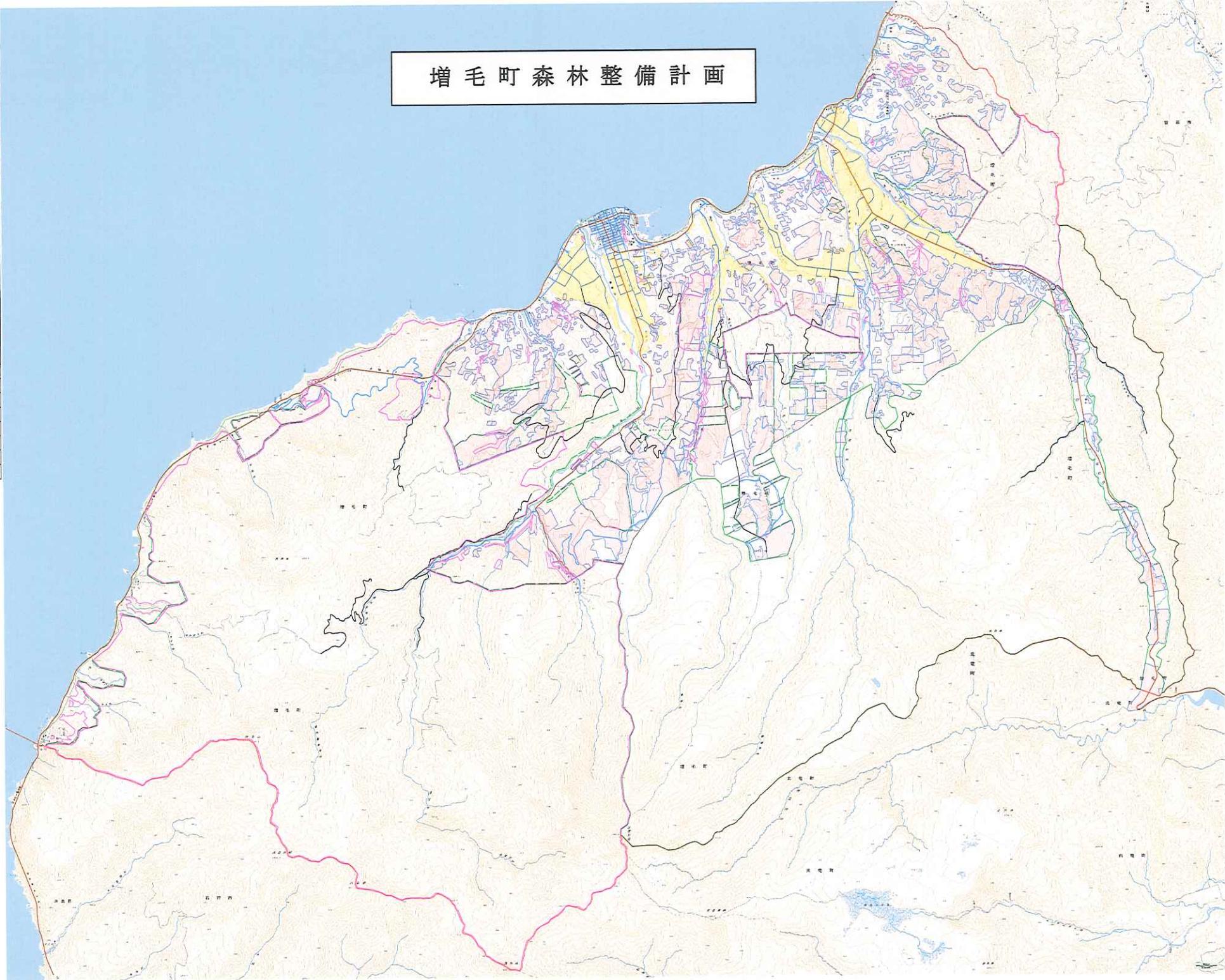
増毛町森林整備計画



制限林位置図

凡 例	
市町村界	赤線
土地 利用	
民 有 林	緑色
うら公有林	緑色
国 有 林	緑色
農 地	黄緑色
被災ごとらなれば遅延 な更新が困難か森林	白地
公益的機能別施設森林(ゾーニング)	
山地灾害防止林	
保養・文化機能等維持林	
生活環境保全林	
水源涵養林	
木材等生産林	
「上乗せゾーニング」	
水資源保全ゾーン	
生物多様性ゾーン	
水辺林タイプ	
保護地域タイプ	
保安林・他法令による区域指定	紫線
路側整備等推進区域	
基幹路網	
林 道	黒線
林道開設予定線	黒点線
林道專用道	黄線
林道専用道開設予定線	黄点線
公 道	
国・道、道	赤線
町道(幅3.0m以上)	青線
町道(幅3.0m未満) 県道等	青点線

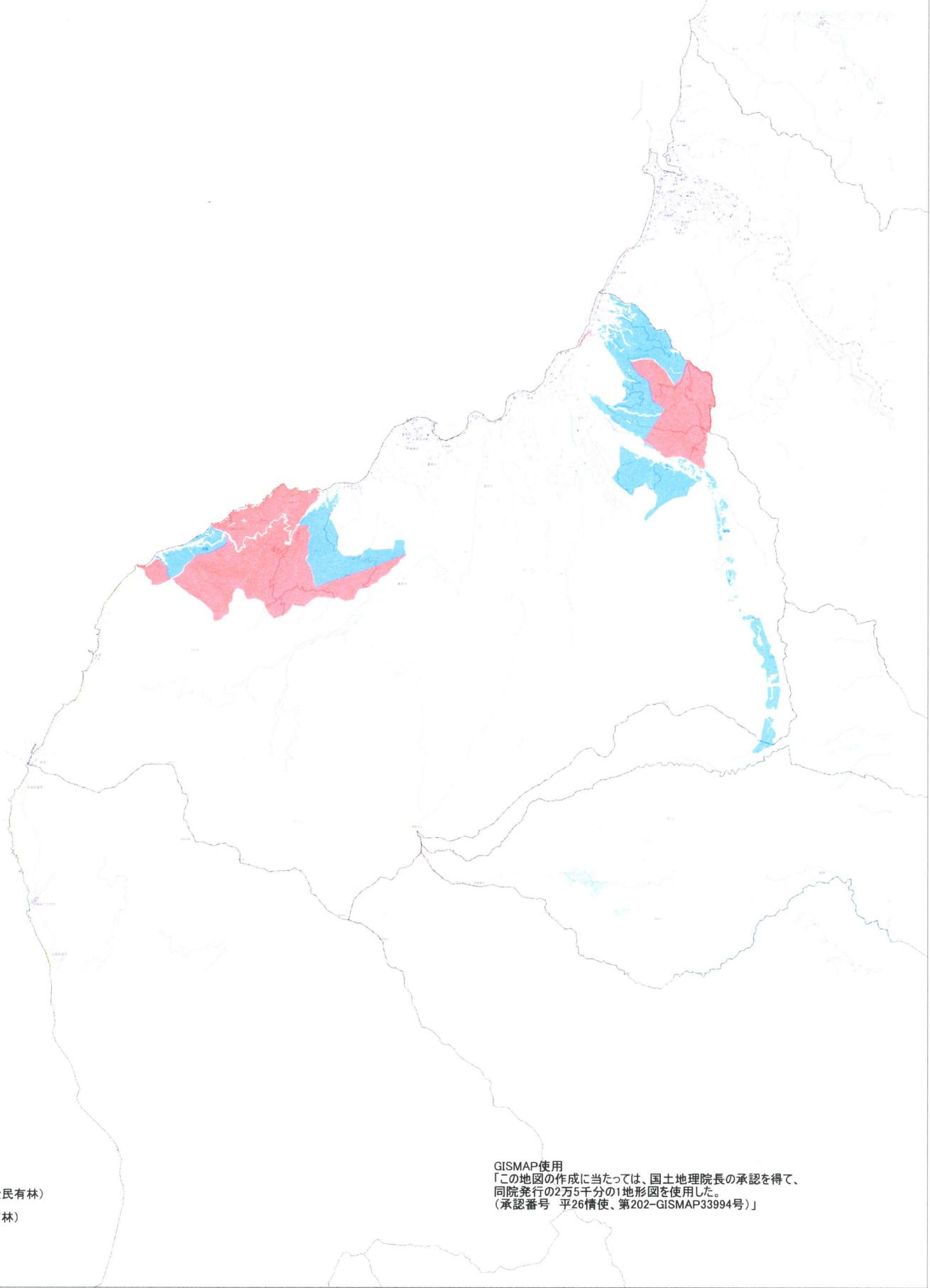
増毛町森林整備計画





増毛町鳥獣害防止森林区域図

1:50,000



凡例

- 増毛町(一般民有林)
- 増毛町(道有林)

GISMAP使用

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。
(承認番号 平26情使、第202-GISMAP33994号)」